

※2019年5月の父母会総会の議決により改定予定の会則案

宝仙学園中学高等学校共学部父母会会則(改定案)

第1章 総則

- 第1条 本会は、宝仙学園中学高等学校共学部父母会（通称 理数インター父母会）と称し、事務所を学園内におく。
- 第2条 本会は、学園の方針に則り、学園と保護者の緊密な連携のもとに学園における教育活動の一層の充実を図るため、生徒の活動を援助推進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、学校と協議して以下の諸活動を行う。
- (1) 学校の教育の充実に関すること。
 - (2) 生徒の品位・学力・体力の向上並びに進路に関すること。
 - (3) 会員相互の親睦と教養の向上に関すること。
 - (4) 会員に対する情報提供に関すること。
 - (5) その他教育上必要な事業に関すること。

第2章 会員

- 第4条 本会は、宝仙学園中学高等学校共学部（通称 理数インター）の保護者を会員とする。
- 2 教職員は、特別会員とする。

第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおき、任期を1年とする。但し、再任を妨げない。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 広報 3名
 - (5) 企画 2名
 - (6) 会計 2名
 - (7) 会計監査 2名
 - (8) 学年代表 各学年1名
- 第6条 本会の役員は、総会において定める。
- 2 学年代表は、学年に属するクラス委員の互選により候補者を選出する。
 - 3 任期中に欠員が生じた場合、役員会の承認により補充することができる。
- 第7条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
 - (3) 書記は、本会の会議に関する事務を処理する。
 - (4) 広報は、会員への広報に関する事務を処理する。
 - (5) 企画は、宝仙祭及びイベントに関する事務を処理する。
 - (6) 会計は、本会の会計を担当し、会計報告する。
 - (7) 会計監査は、本会の経理を監査する。
 - (8) 学年代表は、学年を代表し、クラス委員に関する事務を統括する。

第4章 協力委員

- 第8条 本会には、役員をサポートする協力委員を役員会の承認によりおくことができ、任期を1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 協力委員の定数、役割、活動の範囲は役員会にて決定する。

第5章 クラス委員

- 第 9 条 本会にクラス委員をおく。
- 2 クラス委員は、各クラスから2名を選出する。
 - 3 クラス委員は、クラスに属する会員への連絡調整、及び会員相互の親睦に関する事務等処理する。
 - 4 クラス委員の中から若干名を学年副代表としておくことができる。

第6章 総会

- 第 10 条 総会は年度当初に会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。
- 第 11 条 総会は、本会の最高決議機関とし、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 第 12 条 総会の議決は、総会出席者の過半数による。
- 第 13 条 会則の変更は、総会の審議を経て行うものとする。

第7章 役員会

- 第 14 条 役員会は、第5条の役員で構成する。
- 第 15 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めた場合は、役員以外の者を役員会に出席させることができる。
- 第 16 条 役員会は、父母会の諸活動を円滑に行うため必要な事項を協議し決定する。

第8章 各種委員会

- 第 17 条 本会には事業執行上必要と認めた場合、各種委員会をおくことができる。
- 2 委員会を構成する委員および委員会の運営方針については、役員会の承認をもって別に定める。

第9章 会計

- 第 18 条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 第 19 条 会費および入会金の年額は総会の審議を経て定める。
- 第 20 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 第 21 条 特別会計は、役員会が必要と認めた時に、総会の承認を得て設けることができる。
- 第 22 条 本会の会計は、会計年度終了後速やかに会計監査の監査を受けることとする。

第10章 細則

- 第 23 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「宝仙学園中学高等学校共学部父母会個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。
- 第 24 条 本会の運営に関して必要となる細則は、当会則に反しない限り役員会の承認をもって別に定める。(但し、第17条、第18条に関するものを除く。)
- 第 25 条 利益誘導につながるような活動等、本会の総則第2条、第3条の主旨に反した活動を行わない。

附 則

- 1 この会則は、2008年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、2009年4月1日より施行する。
(広報の格付新設、クラス委員の設置、各種委員会の設置)

- 3 この会則は、2013年4月1日より施行する。
(企画の新設、役員欠員補充、学年代表の名称変更)
- 4 この会則は、2014年4月1日より施行する。
(総会の成立条件を規定)
- 5 この会則は、2018年4月1日より施行する。
(広報役員の定員を変更、および、個人情報の取得や利用、管理について規定)
- 6 この会則は、2019年4月1日より施行する。
(協力委員について規定)

以上

宝仙学園中学高等学校共学部父母会会則

第1章 総則

- 第 1 条 本会は、宝仙学園中学高等学校共学部父母会（通称 理数インター父母会）と称し、事務所を学園内におく。
- 第 2 条 本会は、学園の方針に則り、学園と保護者の緊密な連携のもとに学園における教育活動の一層の充実を図るため、生徒の活動を援助推進することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、学校と協議して以下の諸活動を行う。
- (1) 学校の教育の充実に関すること。
 - (2) 生徒の品位・学力・体力の向上並びに進路に関すること。
 - (3) 会員相互の親睦と教養の向上に関すること。
 - (4) 会員に対する情報提供に関すること。
 - (5) その他教育上必要な事業に関すること。

第2章 会員

- 第 4 条 本会は、宝仙学園中学高等学校共学部（通称 理数インター）の保護者を会員とする。
- 2 教職員は、特別会員とする。

第3章 役員

- 第 5 条 本会に次の役員をおき、任期を1年とする。但し、再任を妨げない。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 書 記 2名
 - (4) 広 報 3名
 - (5) 企 画 2名
 - (6) 会 計 2名
 - (7) 会計監査 2名
 - (8) 学年代表 各学年1名
- 第 6 条 本会の役員は、総会において定める。
- 2 学年代表は、学年に属するクラス委員の互選により候補者を選出する。
 - 3 任期中に欠員が生じた場合、役員会の承認により補充することができる。
- 第 7 条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
 - (3) 書記は、本会の会議に関する事務を処理する。
 - (4) 広報は、会員への広報に関する事務を処理する。
 - (5) 企画は、宝仙祭及びイベントに関する事務を処理する。
 - (6) 会計は、本会の会計を担当し、会計報告する。
 - (7) 会計監査は、本会の経理を監査する。
 - (8) 学年代表は、学年を代表し、クラス委員に関する事務を統括する。

第4章 クラス委員

- 第 8 条 本会にクラス委員をおく。
- 2 クラス委員は、各クラスから2名を選出する。
 - 3 クラス委員は、クラスに属する会員への連絡調整、及び会員相互の親睦に関する事務等を処理する。
 - 4 クラス委員の中から若干名を学年副代表としておくことができる。

第5章 総会

- 第 9 条 総会は年度当初に会長が招集する。
2 会長が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。
- 第 10 条 総会は、本会の最高決議機関とし、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 第 11 条 総会の議決は、総会出席者の過半数による。
- 第 12 条 会則の変更は、総会の審議を経て行うものとする。

第6章 役員会

- 第 13 条 役員会は、第5条の役員で構成する。
- 第 14 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
2 会長が必要と認めた場合は、役員以外の者を役員会に出席させることができる。
- 第 15 条 役員会は、父母会の諸活動を円滑に行うため必要な事項を協議し決定する。

第7章 各種委員会

- 第 16 条 本会には事業執行上必要と認めた場合、各種委員会をおくことができる。
2 委員会を構成する委員および委員会の運営方針については、役員会の承認をもって別に定める。

第8章 会計

- 第 17 条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 第 18 条 会費および入会金の年額は総会の審議を経て定める。
- 第 19 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 第 20 条 特別会計は、役員会が必要と認めた時に、総会の承認を得て設けることができる。
- 第 21 条 本会の会計は、会計年度終了後速やかに会計監査の監査を受けることとする。

第9章 細則

- 第 22 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「宝仙学園中学高等学校共学部父母会個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。
- 第 23 条 本会の運営に関して必要となる細則は、当会則に反しない限り役員会の承認をもって別に定める。(但し、第17条、第18条に関するものを除く。)
- 第 24 条 利益誘導につながるような活動等、本会の総則第2条、第3条の主旨に反した活動を行わない。

附 則

- 1 この会則は、2008年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、2009年4月1日より施行する。
(広報の格付新設、クラス委員の設置、各種委員会の設置)
- 3 この会則は、2013年4月1日より施行する。
(企画の新設、役員の欠員補充、学年代表の名称変更)
- 4 この会則は、2014年4月1日より施行する。
(総会の成立条件を規定)
- 5 この会則は、2018年4月1日より施行する。
(広報役員の定員を変更、および、個人情報の取得や利用、管理について規定)